

# 時価等情報

## ■ 有価証券関係

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

### 1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和5年9月期			令和6年9月期		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,906	1,931	25	692	704	11
	社債	500	505	5	500	501	1
	小計	2,406	2,437	30	1,192	1,205	12
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,860	2,832	△ 27	2,410	2,391	△ 18
	小計	2,860	2,832	△ 27	2,410	2,391	△ 18
合 計		5,266	5,269	2	3,602	3,597	△ 5

### 2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和5年9月期	令和6年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-

### 3. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和5年9月期			令和6年9月期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,580	4,454	9,125	14,781	4,479	10,302
	債券	21,332	21,263	69	18,759	18,720	38
	国債	6,040	6,008	31	14,920	14,885	34
	地方債	10,474	10,453	21	2,140	2,138	1
	社債	4,817	4,801	15	1,699	1,696	2
	その他	360	350	9	379	350	29
小計	35,272	26,068	9,203	33,920	23,550	10,370	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	80	96	△ 15	72	77	△ 5
	債券	105,749	108,478	△ 2,728	128,066	130,389	△ 2,323
	国債	31,531	32,144	△ 613	53,751	54,122	△ 370
	地方債	71,364	73,433	△ 2,068	65,000	66,891	△ 1,891
	社債	2,853	2,900	△ 46	9,314	9,375	△ 61
	その他	-	-	-	-	-	-
小計	105,830	108,574	△ 2,744	128,138	130,466	△ 2,328	
合 計	141,103	134,643	6,459	162,059	154,017	8,041	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和5年9月期	令和6年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	45	45
組合出資金	560	952

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前中間期及び当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

## ■ 金銭の信託関係

該当ありません。

## ■ その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和5年9月期	令和6年9月期
評 価 差 額	6,459	8,041
その他有価証券	6,459	8,041
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△ 1,957	△ 2,440
その他有価証券評価差額金	4,502	5,601

## デリバティブ取引

令和5年9月期及び令和6年9月期

### ■ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

### ■ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

## 電子決済手段

該当ありません。

## 暗号資産

該当ありません。